令和２年６月９日

令和２年度補正予算持続化補助金＜コロナ特別対応型＞

第１回締切分　採択者各位

都道府県商工会連合会

**採択通知書等の送付及び「事業再開枠」の申請について**

　貴殿を令和２年５月２９日付で採択いたしましたので、採択通知書等をお送りしております。詳細は採択通知書にてご確認いただきますが、**交付決定通知書をお送りしている方のみ、事業を開始いただけますのでご注意ください。**また、今般「事業再開枠」が創設されましたので、申請をご希望される場合は、以下の内容をご確認いただきますようお願いいたします。なお、取組の類型が「非対面型ビジネスモデルへの転換」、「テレワーク環境の整備」の方については、補助率が引き上げられております。当初の補助率への引き下げをご希望の場合は、お送りしております異議申立書をご利用ください。

1. **事業再開枠**について

詳細については添付資料、**事業再開枠（感染防止の対策のための取組）に関する申請の手引き**をご覧ください。予算費目に該当するか否かの判断は、**手引き記載の補助対象経費**と**業種別ガイドラインに基づいた感染拡大予防のために行う感染防止対策の取組みに係る経費を補助する制度**（2020/6/2現在81社）を参考にしてください。ガイドライン以外の業種の事業者様は**手引き記載 ３.補助対象経費の※２の取組事例を参考にしてください。**

**業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧（内閣官房）**

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200514.pdf>

■補助率は定額、**補助上限額は交付決定金額（交付決定通知書に記載）を超えない範囲**で最大50万円（定額）。**（共同申請の場合は「50万円☓連携小規模事業者等の数」。ただし500万円を上限とし、交付決定額を超えない範囲）**

■補助事業実施期間中に実際に使用し、感染防止対策の取組をしたという実績報告が必要。今回の、事業再開枠の公募においては、特例として、2020年5月14日以降に発生した経費を遡って補助対象経費として認める。

**２．事業再開枠の申請手順**

事業再開枠の申請は **様式第４ 変更承認申請書** (交付規程)にて受付ます。

①（様式第４）

・小規模事業者持続化補助金に係る補助事業の内容・経費の配分の変更承認申請書

・別紙２　※＜記載例＞をご参照ください

　　②誓約書

（２）申請期限

**交付決定日から３０日以内(必着)に申請してください。　※手引きに記載されています**

（３）送付先

　　　申請書を提出した地方事務局（都道府県商工会連合会）までご送付ください。

**３．お問い合わせ・提出先**

　　　茨城県商工会連合会

　　　（電話番号）０２９－２２４－２６３５

　　　（住　　所）茨城県水戸市桜川２－２－３５　茨城県産業会館１３Ｆ